

第3回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和6年3月25日(月)	
		場 所 : 大口庁舎3階大会議室	
開会、閉会に関する事項		14時00分 開会 15時27分 閉会	
出席委員	教育長 春田 浩志 教育委員 永野 治 教育委員 長野 則夫 教育委員 久保田 悦子 教育委員 長野 吉泰	議場に出席した者の氏名	教育総務課長 平崎 祐実 学校教育課長 久木田 昌之 社会教育課長 中村 康雄 文化スポーツ課長 御書 久 (代理) 学校給食センター所長 有馬 洋一郎 書記 日高 一寛 書記 川原 維弘 書記 中原 百恵
	議事日程		別紙のとおり
審 議 状 況			
<p>(春田教育長) ただいまから令和6年第3回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(日高係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(春田教育長) 「令和6年第2回定例教育委員会議事録」及び「令和6年第1回臨時教育委員会議事録」の承認を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(日高係長) 令和6年第2回定例教育委員会議事録及び令和6年第1回臨時教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(春田教育長) ただ今、事務局より「令和6年第2回定例教育委員会議事録」及び「令和6年第1回臨時教育委員会議事録」の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(春田教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(春田教育長) 「令和6年第2回定例教育委員会議事録」及び「令和6年第1回臨時教育委員会議事録」については、承認いたしました。</p> <p>続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。</p> <p>教育長の報告については、お手元の令和6年2月26日から令和6年3月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙:「諸般の報告」により日をおって報告)</p> <p>(春田教育長)</p>			

続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたします。

(永野委員)

3月1日大口高校の卒業式に教育長代理で出席しました。校長先生のお話がとてもよかったです。

3月12日は菱刈中学校の卒業式に出席しました。在校生、卒業生の送辞と答辞の言葉の中や校長先生の話の中でも21年ぶりの文化祭の事が話の中で出て、そのことが感動した部分と先生方への感謝の気持ちが色んなところで話されていて聞いていて良かったと思いました。

3月22日は本城小学校の卒業式に行きました。本城小学校は来賓が多くて地域に愛されていると感じました。校長先生が8人の卒業生に対して一人ひとりの子供たちの感動した話を話され、感動しました。

3月23日は管理職等送別会に出席しました。転出されました先生方に感謝申しあげたいと思います。私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はいありがとうございました。長野則夫委員お願いいたします。

(長野則夫委員)

3月22日は湯之尾小学校の卒業式に出席しました。来賓も非常に多くていい卒業式でした。厳粛な中で行われたいい卒業式でした。告辞を読みましたが非常に長かったのではないかと感じがありましたが、内容は大谷選手の内容だったので、去年の水泳記録を出した〇〇君とかいたものですから、非常に目を光らせて聞いてくれていたのは、嬉しかったなと感じました。最後に保護者代表のあいさつでは、子供たちがお父さん、お母さんありがとうございますと言うんですけど、保護者の方が君たちに僕たちは感謝したいと、PTAや色々な行事に参加して色々な経験をさせてもらいました。こちらからありがとうございますと言いたいです。というのにちょっとポロっと涙が出そうになりました。

3月23日の管理職等送別会に出席しました。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はいありがとうございました。久保田悦子委員お願いいたします。

(久保田委員)

3月12日は菱刈中学校の卒業式に行きました。来賓も多くて年々関心を持たれるいい学校になってきていると感じました。

3月22日は曾木小学校の卒業式に参加しました。児童のお別れの言葉も卒業生の言葉もしっかりと交わされて良かったし、校歌も1年生も大きな声でよく校歌を歌われているんだろうと感じました。告辞の中で卒業生5人でしたが、それぞれ名前を書いてあったので呼ばせてもらいましたが、担任の先生からひとりひとりに向けてありがとうございますという言葉をいただきました。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はいありがとうございました。長野吉泰委員お願いいたします。

(長野吉泰委員)

3月12日に大口中央中学校の卒業式に出席させていただきました。4年ぶりの全校集まったの卒業式という事で、非常に人数が多いなと思ったところでした。卒業生、在校生ともに態度も良かったと思います。すごく感心したのが送辞、答辞を新旧生徒会長がしましたが、テンポというんですか素晴らしくよくて感動できる送辞、答辞でした。最後に旅立ちの日の合唱がありましたが、すごく声が出ていて見ている方が感動する卒業式でした。

3月22日羽月西小学校の卒業式に行ってきました。卒業生3名、在校生10名で13人の卒業式でしたけれどもみんなすごくピシッと座って、卒業生一人ずつ夢を言ったり親御さんに手紙を書いたのを発表したり、これも感動する卒業式でした。21日の新聞に載っていましたが卒業式の最後に校長先生を初めとして卒業生のお母さんも含めてバンド演奏をされていて、大人が一生懸命する姿を見せるという

のは大事で、教頭先生がいらっしゃる間は毎年したいとおっしゃっていて、そういうのが伝統となって流れというか文化というのが出来ればいいなと思いました。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

ありがとうございました。

教育長及び委員の報告については、以上でよろしかったでしょうか。

次に議事に進みたいと思います。

今回は、報告事項が1件、付議事件が7件ございます。このうち会議の非公表について、報告第8号は、人事に関する案件となりますので、傍聴を禁止し、議事録についても非公開の取り扱いとしたいと思います。

非公開の取り扱いに同意いただける方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、報告第8号は、非公開の取り扱いとします。

それでは、議事に進みます。

まず、「報告第8号 伊佐市教育委員会事務局の課長等の任免について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

本報告は非公開

承認

次に、付議事件に入ります。

「議案第8号 伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(中村課長)

4ページをお開きください。

議案第8号伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のとおり定めることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

西太良地区コミュニティセンターは令和4年4月に企画政策課から管理を社会教育課に移管された施設になります。今回、伊佐市西太良地区コミュニティセンターの運営に関し必要な事項を定めるため、本規則を定めるものです。

(別紙) 5ページから6ページの条例施行規則第1条に(趣旨)、第2条に(利用の許可の申請)、第3条に(利用の許可)、第4条に(減免の申請)、第5条に(利用者の負担)、第6条に(破損等の届出)、第7条に(その他)に、この規則に定めるほか、センターの管理に関し必要な事項について記載しています。

7ページの様式第1号には、第2条、第4条関係の(利用の許可・減免)申請様式、8ページの様式第2号は、第3条関係の利用許可書の様式になります。

6ページをお開きください。この規則の施行期日を令和6年4月1日からとします。また、(経過措置)として、この規則の施行の日の前日までに、廃止前の伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成20年伊佐市規則第19号)の第2条から第7条の規定に準じてなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなすこととしています。

以上で説明を終わります。

(平崎課長)

補足をいたします。

この案件と次の議案第9号もそうなのですが、企画政策から教育委員会に2年前に移管されまして、条例は議会の議決をかけなければいけなかったのですが、施行規則ももともと市長部局にあったのですけれども事務手続きがうまくいわずに、2年間規則のない状態で行ってきたという事が判明しましたので、今回新しく整備して、今日皆さんにお諮りするものです。

(永野委員)

コミュニティセンターというのは市に1つしかないものなのか、また次の議案の基幹集落センターというのも1つしかないのか。名称として他にもあるのかどうかお聞きしたい。

(平崎課長)

移管する際に名称まで検討すれば良かったのですが、移管することを優先してしまったため、今後整理していく必要があると思っております。

(永野委員)

中身は同じなのですね。

(平崎課長)

今回は、これでさせていただいて将来は一本化する方向で検討していきたいと思っております。

(永野委員)

わかりました。よろしくお願いします。

(春田教育長)

他に質問ご意見等ございませんか。議決に入りたいと思います。

「議案第8号 伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい(挙手)

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第8号は議決されました。

次に、「議案第9号 伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(中村課長)

9ページをお開きください。

議案第9号伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のとおり定めることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

先ほどの西太良地区コミュニティセンターと同等の改正内容、改正理由となります。施行期日は令和6年4月1日からとしています。また、同様に経過措置として廃止前の規則の準用について、この規則の相当規定によりなされたものとみなすこととしています。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

施設が違うだけで、事情や内容は第8号議案と同じものです。

よろしいでしょうか。それでは、「議案第9号 伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第9号は議決されました。

次に、「議案第10号 伊佐市学校給食検討委員会設置要綱の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(有馬所長)

議案第10号伊佐市学校給食検討委員会設置要綱の制定について説明いたします。これは今まで委員会自体は存在していたのですが、要綱の定めがなかったため今回新たに制定するものです。

資料は14ページになります。本件は伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、伊佐市学校給食検討委員会設置要綱の施行に関し、必要な事項を定めるためこの要綱を定めることについて、教育委員会の議決を求めるものです。15ページをご覧ください。第1条(設置)では、同委員会を設置することについて定め、第2条で(所掌事項)を定め、第3条では(組織)について定めています。第4条では(任期)について定め、第5条では、(委員長)について定めて、第6条では(会議)について定めています。第7条については、この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。としております。施行日は、令和6年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

「議案第10号 伊佐市学校給食検討委員会設置要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第10号は議決されました。

次に、「議案第11号 伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(平崎課長)

資料は17ページになります。本件は伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、規則を改正することについて教育委員会の議決を求めるものでございます。

18ページをご覧ください。併せて、別紙新旧対照表の1ページをご覧ください。

第24条(防火管理者)についてです。消防法第8条の規定に沿って、条文の整理を行っております。校長が防火管理者を定め、消防長へ届け出、防火管理上必要な業務を行うこととして改正をしております。これまでの表現ですと消防法と合わない部分がありますので、精査してありますのでよろしくお願い致します。

次に、第45条(職員)についてです。令和6年度から新たに教員業務の支援を行うため、職名等の見直しを行いました。これまでの学校司書及び学校公務員を見直し、学校支援員(司書・司書補)、学校支援員(用務員)として、それぞれの業務内容に教員の業務支援等を追加してございます。それによりまして、学校支援員(司書)が6人、学校支援員(司書補)が10人、学校支援員(用務員)が16人ということで、人数が倍増しております。

また、第55条(卒業証書)について、これまでは「様式は、第19号とする。」としていたものを「校長は、卒業を認定したものに卒業証書を授与しなければならない。」という文言に改正しております。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

今回の一部改正につきましては、今総務課長から説明がありましてとおり、第45条が大きく変わるので今回改正の提案をするというのですが、それに加えて消防関係の事と卒業証書のことをある意味いい機会ですので、また、次回に一部改正の提案をすると二度手間になりますので、他市町村の学校管理規則を見ながら、法律の改正等をにらんで変えられるものは変えようというのが、24条と55条でございます。

「第55条の卒業証書の様式は、第19号とする。」という市町村は、まだたくさんあります。ただ、「校長は卒業証書を授与しなければならない。」というのは、法律上あるものですから、様式だけを定めるの

ではなくて、授与しなければならないということを明記する。ということで、今回整理をさせていただいたところです。

以前も当初予算のところで、説明をいたしました。今回予算も厳しい中で学校の働き方改革にかなり重点を置いていただいて、予算を配当していただいております。例えば、出来上がったプリントの印刷は、教員でなくてもできるわけですので、そうすれば授業の合間で、自分で作ったプリントを何十枚も印刷したりするその時間を先生としての仕事に専念してもらおう。そういった教員でないといけないという事以外のことを少しでも手伝って支援していただくということで、人の配置をいたしたというものでございます。この事業は文科省の補助が出ている事業でございます。見込んでいた補助金を大分下回る内示が来ておりますが、補助が付かなかった分は市費でという事になります。学校にはこれを説明しておりますし、止められないので持ち出しは増える形になりましたが、財政当局にも説明を行ったところです。他市の教育委員会の状況も他の教育長に尋ねたところ、要求はしたけれども、認められず今年度は5年度から1人も増えてないという町もあるようです。人を雇うというのは、1番お金の跳ね返りますので教育委員会としては、大変ありがたい配慮だったと思っております。直接管理規則の改正とは関係がないことではあります。関連として補足いたします。

大きく3つの改正という事でございます。

何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思っております。

「議案第11号 伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第11号は議決されました。

次に、「議案第12号 伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(中村課長)

議案第12号について説明いたします。19ページをお開きください。

別添資料の新旧対照表は2ページから3ページになります。

議案第12号伊佐市青少年育成補導センター規則(平成20年伊佐市教育委員会規則第51号)の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により議決を求めるものです。

青少年補導センターの事業内容等の見直しにより所要の改正を行うものです。

20ページの(別紙)をご覧ください。規則中の「補導」という表記は本来「補い導く」意味であります。警察活動における補導を連想させ、現在の育成補導センターの事業内容にそぐわないことや現在の育成補導委員が行っているパトロール活動や街頭声掛け等の活動内容が現行規則内容と相違があるため改正するものです。また、併せて運営委員の任期の変更と育成委員の委嘱についての改正も行っています。

新旧対照表をご覧ください。表題中の「補導」を削り、第1条の「補導」及び「及び補導」を削っております。下線部分の「補導」を削っています。内容としましては、青少年補導センターの学校の先生、保護者の方が市内を夏休み前、冬休み前に回っていただいておりますが、活動としては主に見回りと声掛けです。現行までの補導センターの規則については第2条にございますように「非行の早期発見」となっていますが、1年毎に変わられる委員の方々にそこまでの活動はお願いできておりませんので、現状に即しての改正を行ったというものでございます。

運営委員の任期の変更を「1年」から「2年」としたのは、運営委員については、各団体から出している委員となりますが、各団体がおおむね2年任期であるという事で「2年」とさせていただきます。

施行期日は令和6年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

「議案第12号 伊佐市青少年育成補導センター規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第12号は議決されました。

次に、「議案第13号 伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(有馬所長)

議案第13号について説明します。資料は21ページになります。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正することについて教育委員会の議決を求めるものです。新旧対照表は4ページから5ページにかけてでございます。本件は学校給食費の徴収額を据え置き、様式の見直しにより事務を円滑に進めるため所要の改正を行うものです。

22ページをご覧ください。附則第2項で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの児童生徒の給食費の額を定めておりましたが、こちらを削除いたしまして、別表第1を対象者毎の1食単価に改めるものです。次に、様式第3号の様式ですが、実際にこの様式が提出されたあと学校に再確認をすることが多く、配缶の指定や配膳用盆追加の要否、学校給食の提供を受ける日欄の項目をより詳しく記入していただくよう改めるものです。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

「議案第13号 伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第13号は議決されました。

次に、「議案第14号 伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱を廃止する告示の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(久木田課長)

資料は24ページになります。

議案第14号 伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱の廃止について、伊佐市教育委員会の行政組織に関する規則第11条第3号の規定により議決を求めるものでございます。

先ほど議決いただきました議案第13号 伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正に伴い、これまで補助されてきました副食費138円もその中に含まれるということで、実質補助が必要なくなりますので、この要綱も必要ないという事で廃止するものでございます。なお、本要綱の廃止の告示は、令和6年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

「議案第14号 伊佐市立幼稚園副食費助成実施要綱を廃止する告示の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第14号は議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。

前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

ないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

その他何かございませんでしょうか。

(久木田課長)

「伊佐市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針及び運用要領」について説明。

(春田教育長)

その他何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

では、特にないようですので、これをもちまして、令和6年第3回定例教育委員会を閉会いたします。

(日高係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。